

建設工事等の受注者への不当要求等防止対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域に貢献する建設業者が安心して事業を営むことができるよう、建設工事等の受注者への不当要求等を排除し、もって建設工事等の適正な履行を確保するために必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建設工事等

三重県及び三重県企業庁が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに測量業務、土木・建築関係コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、環境調査業務及びその他建設工事に関連する業務をいう。

(2) 不当要求等

次に掲げる行為をいう。

(ア) 暴力行為又は脅迫行為

(イ) 正当な理由なく面会を強要する行為

(ウ) 粗野又は乱暴な言動により他人に不安又は嫌悪の情を抱かせる行為

(エ) 正当な権利行使を装い、又は社会常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為

(オ) 前各号に掲げるもののほか、建設工事等に支障を生じさせる等の一切の行為

(不当要求等に対する取組)

第3条 第4条に規定する不当要求等防止責任者を置くとともに、第5条に規定する三重県建設工事等不当要求等防止協議会を通じて、建設工事等の受注者に対する不当要求等の根絶に向け取り組むものとする。

(不当要求等防止責任者)

第4条 三重県及び三重県企業庁の事務所等の発注機関（以下「発注機関」という。）には、副所長等の管理職であって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第14条第1項に規定する責任者である者を、建設工事等受注者への不当要求等防止責任者（以下「不当要求等防止責任者」という。）として1名置くものとする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第1項に規定する責任者に管理職以外の者が選定されている場合は、発注機関の長が、不当要求等防止責任者を兼ねるものとする。

2 不当要求等防止責任者は、職場において次に掲げる事務を担当する。

(1) 発注機関の長と協力し、不当要求等に対する組織的な対応を講じること

(2) 不当要求等に関する情報を職場の職員に周知すること

(3) その他不当要求等に対する取組の推進に関すること

(三重県建設工事等不当要求等防止協議会の設立)

第5条 建設工事等の受注者への不当要求等に対し、関係機関が連携し、必要な措置を講じ

ることにより、建設工事等に携わる者の安全を確保するとともに、建設工事等の円滑な施行に寄与することを目的として、三重県建設工事等不当要求等防止協議会（以下「不当要求等防止協議会」という。）を設立するものとする。

2 不当要求等防止協議会は、別途定める規約により運営するものとする。

（暴力団員等による不当要求等）

第6条 発注機関の長又は不当要求等防止責任者は、契約の履行に当たって受注者又は下請負人等が暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱（平成27年4月1日）第2条第十二号に規定する暴力団員等をいう。）による不当要求等を受けたときは、三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱に基づき対応するものとする。

（情報管理）

第7条 この要綱を運用するに際し、得た情報については、情報の流出防止に努めるとともに適正に管理しなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、不当要求等の防止対策に必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年5月27日から施行する。

三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三重県が発注する建設工事等及び建設業許可等（以下「公共工事等」という。）に対する暴力団又は暴力団関係者の不当な介入を排除し、もって公共工事等の適正な履行を確保するために必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 建設工事等

建設業法（昭和24年法律第100号。）第2条第1項に規定する建設工事並びに測量業務、土木・建築関係コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、環境調査業務及びその他建設工事に関連する業務をいう。

二 県発注工事

三重県、三重県企業庁、三重県病院事業庁、三重県教育委員会、三重県警察本部並びに三重県住宅供給公社、三重県土地開発公社及び三重県道路公社が発注する建設工事等をいう。

三 部長等

県発注工事を所掌する、部局の長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長並びに住宅供給公社理事長、土地開発公社理事長及び道路公社理事長をいう。

四 入札参加資格者

三重県建設工事執行規則（昭和39年三重県規則第16号。）第4条の規定に基づき三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録された者をいう。

五 役員等

ア 法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者をいう。

イ 法人格を有しない団体にあっては、代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。

ウ 個人にあっては、その者及び支配人をいう。

六 下請負人等

下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再受託以降の全ての受託者を含む。）並びに契約の相手方、下請負人又は再受託者が当該契約の履行に関して締結する全ての契約の相手方をいう。

七 資材会社等

別表-2に掲げる資材会社、施設又は廃棄物処理業者をいう。

八 入札参加資格者等

入札参加資格者若しくはその役員等、下請負人等若しくはその役員等又は資材会社等若しくはその役員等をいう。

九 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

十 暴力団員

暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

十一 暴力団関係者

暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等捜査機関から通報があった者若しくは警察等捜査機関が確認した者をいう。

十二 暴力団員等

暴力団員及び暴力団関係者をいう。

十三 暴力団関係法人等

暴力団及び暴力団員等が、経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人等をいう。

十四 不当介入

県発注工事の契約相手方（以下「受注者」という。）に対して行われる契約履行に関する不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）及び妨害（不法な行為等で、契約の履行の障害となるものをいう。）をいう。

（警察等関係行政機関からの通報に伴う対応）

第3条 三重県県土整備部長（以下「県土整備部長」という。）は、三重県警察本部（以下「警察本部」という。）から、入札参加資格者等が別表－1に掲げる一に該当するとして通報があったときは、この要綱に基づき適切な措置をとるものとする。

（警察等関係行政機関への照会に伴う対応）

第4条 県土整備部長は、必要に応じて入札参加資格者等が別表－1に掲げる一に該当する者か否か警察本部に照会することができるものとする。

2 県土整備部長は、前項の規定による確認の結果、入札参加資格者等が別表－1に掲げる一に該当する者と確認されたときは、前条と同様の措置をとるものとする。

（建設業許可等からの排除）

第5条 三重県知事は、建設業法第3条に規定する許可を受けようとする者が同法8条に規定する欠格要件に、同法第3条に規定する許可を受けた者が同法29条に規定する許可の取消要件に該当するものと認められるとき、浄化槽法第21条に規定する浄化槽工事業者の登録を受けようとする者が同法24条に規定する欠格要件に、同法21条に規定する浄化槽工事業者の登録を受けた者が同法第32条に規定する登録の取消要件に該当するものと認められるとき、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条に規定する解体工事業者の登録を受けようとする者が同法24条に規定する欠格要件に、同法21条に規定する解体工事業者の登録を受けた者が同法第35条に規定する登録の取消要件に該当するものと認められるときは、それぞれの法律に定めるとおり適切な措置をとるものとする。

(建設工事等の入札参加対象又は下請等からの排除並びに契約の解除)

第6条 県土整備部長は、入札参加資格者又はその役員等が別表－1に掲げる一に該当する者と確認されたときは、三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づき適切な措置をとるものとする。

2 県土整備部長は、入札参加資格者又はその役員等が別表－1に掲げる一に該当する者と知りながらその者を下請負人又は再受託者としていたときは、前項の規定と同様の措置をとるものとする。

3 発注機関の長は、第1項の規定による措置を受けた入札参加資格者が受注する県発注工事があるときは、当該契約を解除することができるものとする。

4 発注機関の長は、受注者が別表－1に掲げる一に該当すると認められる者を下請負人等としていたときは、受注者に対し又は受注者を通じて当該下請負人等との契約の解除を求めることができるものとする。

また、発注機関を所管する部長等は、受注者がこの要求に従わなかったときは、第1項と同様の措置をとるものとする。

(建設工事等における資材購入等の排除及び契約の解除)

第7条 受注者及び下請負人等は、資材会社等又はその役員等が別表－1に掲げる一に該当する者と認められるときは、当該資材会社から資材を購入し、又は当該施設若しくは廃棄物処理業者を使用してはならない。

2 県土整備部長は、入札参加資格者が別表－1に掲げる一に該当する者と認められる資材会社等であると知りながら資材を購入し、又は施設若しくは廃棄物処理業者を使用したときは、前条第1項と同様の措置をとるものとする。

3 発注機関の長は、別表－1に掲げる一に該当する者と認められる資材会社等から資材を購入し、又は資材会社等の施設若しくは廃棄物処理業者を使用している入札参加資格者との契約があるときは、前条第3項と同様の措置をとるものとする。

4 発注機関の長は、受注者又は下請負人等が別表－1に掲げる一に該当する者と認められる資材会社等と契約があるときは、受注者に対し又は受注者を通じて当該資材会社等との契約の解除を求めることができるものとする。

また、発注機関を所管する部長等は、受注者がこの要求に従わなかったときは、前条第1項と同様の措置をとるものとする。

(不当介入に対する措置)

第8条 発注機関の長は、受注者に対し、契約の履行に当たって受注者又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたときは、警察本部に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行うこと及び発注機関に報告を行うことを義務付けるものとする。この義務付けのために特記仕様書に別表－3の項目を明示するものとする。

2 発注機関の長及び警察本部刑事部長は、受注者から前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその内容を発注機関を所管する部長等に文書により通知するものとする。

3 発注機関を所管する部長等は、前項の規定による通知を受けたときは発注機関の長からの報告は警察本部刑事部長へ、警察本部刑事部長からの通報は発注機関の長へ連絡するものとする。

4 発注機関を所管する部長等は、受注者が第1項の規定を怠り、著しく信頼を損

なう行為があると認められるときは、第6条第1項と同様の措置をとることができるものとする。

なお、受注者が第1項の規定を怠り、著しく信用を損なう行為があると認められるときは、あくまでも正当な理由なく、不当な介入に漫然と応諾し、これを通報及び報告しなかったとき等をいい、例えば、不当要求の程度が軽微で受注者又は下請負人等において直ちに拒否する等適確に対応し、以後の要求がないようなときの通報及び報告を怠ったことをいうものではない。

5 発注機関の長は、前項の規定による措置を受けた受注者との契約は、第6条第3項と同様の措置をとるものとする。

6 受注者が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の変更協議を行うときは、警察本部との協議内容を踏まえ、適切な契約期間の延長等を行うものとする。

(情報管理)

第9条 この要綱を運用するに際し、得た情報については、情報の流出防止に努めるとともに適正に管理しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱の第3条から第8条までに基づき措置をする場合の具体的な手続きについては、県土整備部長（三重県公共事業総合推進本部副部長）と警察本部刑事部長との間で別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

この要綱は、平成20年2月28日から施行する。

なお、第7条については、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表-1

- 1 暴力団員等と認められる場合。
- 2 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしたと認められる場合。
- 3 暴力団又は暴力団員等若しくは暴力団関係法人等に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合。
- 4 暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる場合。
(密接な関係とは、友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしている場合をいい、状況によっては年に1回でもその事実があるときも当該要件に該当することもある。ただし、特定の場所で偶然出会ったときは含まない。)
- 5 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合。
(社会的に非難される関係とは、例えば、暴力団事務所の新築等に係る請負契約を結ぶことや、暴力団員等が開催するパーティ等その他の会合に招待する、あるいはされる若しくは同席するような関係を含む。この場合、特定の場所で偶然出会った場合等は含まない。)
- 6 暴力団員等又は暴力団関係法人等であると知りながら、これを利用するなどしていると認められる場合。

別表-2【資材会社等】

【資材会社】

- ・個人が経営する会社等
- ・法人が経営する会社等
- ・中小企業団体の組織に関する法律に基づく中小企業団体及び中小企業等協同組合法に基づく中小企業等協同組合
- ・その他、資材を販売する一切の事業者、会社、組織等

【施設】

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設

【廃棄物処理業者】

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者若しくは同条第6項の許可を受けた者、同法第14条第1項の許可を受けた者若しくは同条第6項の許可を受けた者又は同法第14条の4第1項の許可を受けた者若しくは同条第6項の許可を受けた者

別表－3

暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 受注者は暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

三重県不当要求行為対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県行政に対する不当要求行為に対し、県政の円滑かつ適正な執行と職員の安全を確保する組織的な取組を行うために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「不当要求行為」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 暴力行為又は脅迫行為
- (2) 正当な理由なく面会を強要する行為
- (3) 粗野又は乱暴な言動により他人に不安又は嫌悪の情を抱かせる行為
- (4) 正当な権利行使を装い、又は社会常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、県の事務事業の遂行又は執務環境における秩序の維持に支障を生じさせる行為

(不当要求防止責任者)

第3条 職場における不当要求行為に対する取組を推進するため、本庁の各課、地域庁舎の事務所等の各室及び他の地域機関（県立学校を含む。）に、それぞれ不当要求防止責任者（以下「責任者」という。）を置く。

- 2 所属長は、責任者を選任する。
- 3 責任者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）に規定する不当要求防止責任者を充てることとする。
- 4 責任者は、職場において次に掲げる事務を担当する。
 - (1) 所属長と協力し、不当要求行為に対する組織的な対応を講じること
 - (2) 不当要求防止責任者講習の内容や不当要求行為に関する情報を職場の職員に周知すること
 - (3) その他不当要求行為に対する取組の推進に関すること

(不当要求行為に対する取り組み)

第4条 不当要求行為に対しては、全庁的な危機管理の一環として、次のとおり組織的に取り組む。

- (1) 職員は、不当要求行為を受け、又は不当要求行為に関する事象を知ったときは、直ちに所属長に報告する。
- (2) 所属長は、不当要求行為に関する報告を受けたときは、第3条に規定する責任者と協力して組織的に対応する。
- (3) 所属長は、不当要求行為が発生したとき、又は不当要求行為に対し対策を講じたときは、総務部行財政改革推進課（以下「行財政改革推進課」という。）に、不当要求行為の内容、対応状況等を不当要求行為発生報告書（第1号様式）により速やかに報告する。

(4) 行財政改革推進課は、当該所属から受けた不当要求行為発生時の報告を速報として、また発生時以降の対応の報告を続報として、全責任者に連絡し、速やかに全庁に周知するとともに、危機管理責任者（三重県危機管理計画（平成16年4月1日）に定める危機管理責任者をいう。）及び危機管理地域統括監に連絡する。

(5) 行財政改革推進課は、当該所属から受けた不当要求行為発生時以降の対応の最新の状況等を定期又は随時に三重県危機管理責任者会議へ報告する。

(暴力団員等による不当要求行為)

第5条 行財政改革推進課は、前条(3)の規定により報告を受けた不当要求行為の相手方が暴力団員等（三重県暴力団排除条例（平成22年三重県条例第48号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であることが明らかな場合、又は暴力団員等であることが疑われる場合は、当該不当要求行為の内容、対応状況等を三重県警察本部に連絡する。

(不当要求行為対策のための連絡組織)

第6条 不当要求行為に迅速かつ的確に対応するため、本庁及び地域庁舎ごとに各部署（地域庁舎にあつては各事務所等）を代表する責任者と最寄りの警察署等とで構成する不当要求行為対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を組織する。

2 連絡会議は、連絡会議会長及び委員をもって構成する。

3 連絡会議会長は、毎年度委員の中から選任され、連絡会議の事務を担当する。

4 連絡会議は、情報交換、対応策の検討及び研修を実施するため定期又は随時に開催する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、不当要求行為対策に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は平成15年11月18日から施行する。

附則

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成25年5月20日から施行する。

附則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。